

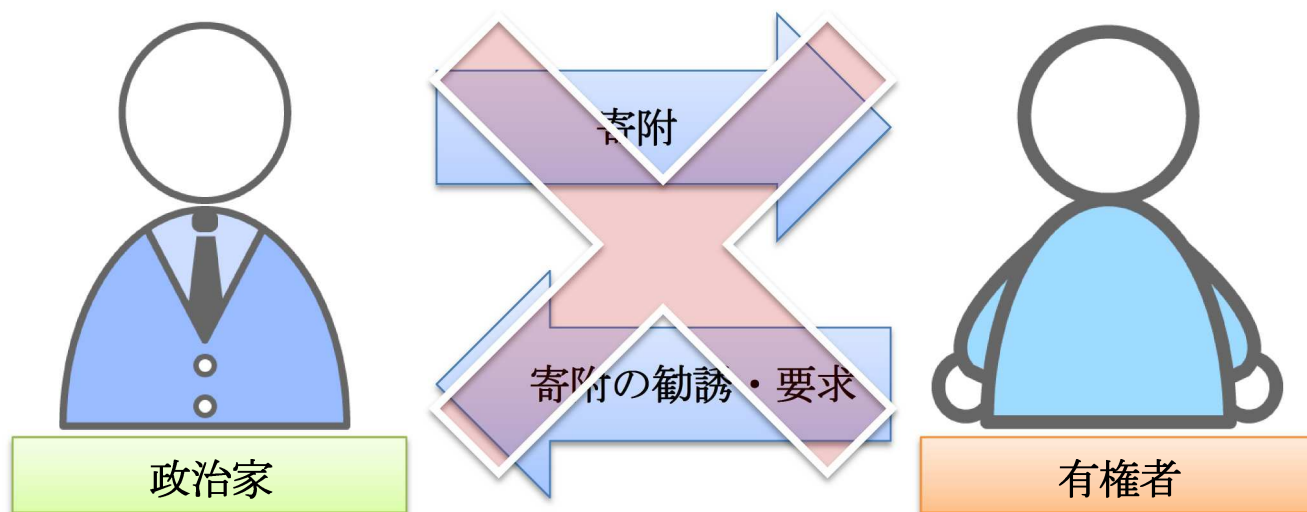
寄附禁止の概要

公職選挙法で、次のことが禁止されています。

○ 政治家がする寄附の禁止

政治家（注1）が、当該選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義のものであっても禁止されています（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます（注2））。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。



○ 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附をするように勧誘することや要求することも禁止されています。

（注1） 政治家とは、現に公職にある人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする人をいいます。

公職とは、国会議員、都道府県市町村の議員、都道府県市町村の長のことです。

（注2） 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

政治家が、当該選挙区内にある者に対してする寄附であっても、次のものは、罰則の適用がありません。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※ ①や②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

○ 禁止される寄附の例

① 病気見舞い

② お祭りへの寸志や差入

③ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入

④ 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

⑤ 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典

⑥ 葬式の花輪、供花

⑦ 落成式、開店祝の花輪

⑧ 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入

⑨ 入学祝、卒業祝

⑩ お中元、お歳暮 など

【問い合わせ先】札幌市・各区選挙管理委員会

札幌市選挙管理委員会	211-3247	豊平区選挙管理委員会	822-2406
中央区選挙管理委員会	205-3206	清田区選挙管理委員会	889-2010
北 区選挙管理委員会	757-2404	南 区選挙管理委員会	582-4711
東 区選挙管理委員会	741-2412	西 区選挙管理委員会	641-6922
白石区選挙管理委員会	861-2405	手稲区選挙管理委員会	681-2427
厚別区選挙管理委員会	895-2424		